

工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の適用について

佐世保市（水道局等含む）発注の建設工事における工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の規定について、下記のとおり適用します。

記

1 適用年月日

平成20年7月1日（火）

2 対象工事

以下の①から④の全てに該当する工事が対象になります。

①契約工期の工期末が適用年月日以降の工事

②請負代金額（税込）250万円以上の工事

③工期末の60日前までに単品スライド条項に基づく請負代金額の請求があった工事

④協議開始の日までにスライド額の算定に必要な証明書類の提出がなされた工事

ただし、同条項に基づく請負代金変更の請求日以前に検査が完了している工事部分は対象となりません。

3 対象資材

○鋼材類

鋼材類に該当する材料の価格高騰による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、鋼材類をスライド額算定の対象資材とする。

鋼材類の主なもの：H型鋼、棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼（鋼材）二次製品、ガードレール、スクラップ等鋼材を主材料として構成されている資材（非鉄金属を除く）

○燃料油

燃料油に該当する材料の価格高騰による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、燃料油をスライド額算定の対象資材とする。

燃料油の主なもの：軽油、レギュラーガソリン、A重油に分類される各材料

4 経過措置

工期末が平成20年9月1日以前の工事については、上記2-③で「60日前まで」としてある請求期限を「工期末まで」とし、協議により工期延長を行うこととする。

また、工期末が平成20年10月31日以前の工事については、上記2-③で「60日前まで」としてある請求期限を「平成20年9月1日まで」とし、協議により工期延長を行うこととする。

【契約課】

TEL：0956-24-1111（内線3202、3203）

様式 1 (第 2 5 条第 5 項関係)

平成 年 月 日

佐世保市長 様

請負者 住所  
会社名  
代表者名 印

工事請負契約書第 2 5 条第 5 項による請負代金額の変更の請求について

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事について、工事材料の価格の変動に伴い請負代金額が不相当となったため、工事請負契約書第 2 5 条第 5 項の規定に基づき、請負代金額を変更したく請求します。

記

- 1 工事名 \_\_\_\_\_
- 2 工期 自) 平成 年 月 日  
至) 平成 年 月 日
- 3 請負代金額 ¥ \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

請負者 住所  
会社名  
代表者名 様

佐世保市長

工事請負契約書第25条第5項の適用、同条第8項の規定に基づく  
協議開始日の通知について

標記について、平成 年 月 日付けで請求のあった下記工事における工事請負契約書第25条第5項の適用を承諾します。また、同条第8項の規定に基づき協議開始日を通知します。

記

- 1 工事名 \_\_\_\_\_
- 2 工期 自) 平成 年 月 日  
至) 平成 年 月 日
- 3 請負代金額 ¥ \_\_\_\_\_
- 4 協議開始日